

提案基準 12 に基づく指定

提案基準 12 の規定に基づき知事が指定する道路等は、下記に定めるものとする。(市街化区域にかかる沿道は除く。)

No.	路線	区 間		用 途 (第 3 ただし書き)	規 模 (第 4)	敷地面積 (第 5 (1) ただし 書き)	備 考
		起 点	終 点				
1	一般国道 171 号	府道桜井駅跡線との交点	島本町と高槻市との境界	—	—	—	(島本町)
2	府道住吉八尾線	一般国道 309 号との交点	松原市と大阪市との境界	・店舗(卸売業) ・事務所及び倉庫(小売業、卸売業、運輸業、郵便業)	—	事務所・倉庫について 300 m ² 以上。 ただし、市長が良好な土地利用と認めるものに限る。	(松原市)
3	府道大阪中央環状線	松原市と堺市との境界	近畿自動車道松原インターチェンジ	・店舗(卸売業) ・事務所及び倉庫(小売業、卸売業、運輸業、郵便業)	—	事務所・倉庫について 300 m ² 以上。 ただし、市長が良好な土地利用と認めるものに限る。	(松原市)
4	一般国道 309 号	松原市と大阪市との境界	松原市と堺市との境界	・店舗(卸売業) ・事務所及び倉庫(小売業、卸売業、運輸業、郵便業)	—	事務所・倉庫について 300 m ² 以上。 ただし、市長が良好な土地利用と認めるものに限る。	(松原市)
5	府道大堀堺線	一般国道 309 号との交点	府道大阪中央環状線との交点	・店舗(卸売業) ・事務所及び倉庫(小売業、卸売業、運輸業、郵便業)	—	事務所・倉庫について 300 m ² 以上。 ただし、市長が良好な土地利用と認めるものに限る。	(松原市)
6	府道美原太子線	太子町と富田林市との境界	太子町道作場後屋線との交点	・飲食店(主として客に酒類を飲食させる飲食店及び遊興飲食させる飲食店を除く。) ・事務所及び倉庫(建設業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、製造業に限る。)	—	300 m ² 以上	(太子町)
7	府道堺狭山線	大阪狭山市と堺市との境界	一般国道 310 号との交点	—	—	—	(大阪狭山市)
8	府道森屋狭山線	一般国道 310 号との交点	府道河内長野美原線との交点	—	—	—	ただし、北側沿道を除く。 (大阪狭山市)
9	府道大阪狭山線	一般国道 310 号との交点	西除川との交点	—	—	—	ただし、北側沿道を除く。 (大阪狭山市)
10	一般国道 310 号	大阪狭山市と堺市との境界	大阪狭山市と河内長野市との境界	—	—	—	(大阪狭山市)
11	府道新泉佐野岩出線	府道堺阪南線との交点	金熊寺交差点	・飲食店(主として客に酒類を飲食させる飲食店及び遊興飲食させる飲食店を除く。) ・店舗(卸売業) ・事務所及び倉庫(運輸業、郵便業、卸売業、小売業、製造業に限る。) ・工場(建築基準法別表第 2 (る) 項のうち第一号及び第二号以外のものに限る。)	—	300 m ² 以上 5,000 m ² 未満	ただし、阪和自動車道との交点から金熊寺交差点までの南側沿道は除く(泉南市)
12	一般国道 26 号	泉南市と泉佐野市との境界	泉南市と阪南市との境界	・飲食店(主として客に酒類を飲食させる飲食店及び遊興飲食させる飲食店を除く。) ・店舗(卸売業) ・事務所及び倉庫(運輸業、郵便業、卸売業、小売業、製造業に限る。) ・工場(建築基準法別表第 2 (ぬ) 項各号以外のものに限る。)	—	300 m ² 以上 5,000 m ² 未満	(泉南市)

No.	路線	区間		用途 (第3ただし書き)	規模 (第4)	敷地面積 (第5(1)ただし 書き)	備考
		起点	終点				
13	府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線	府道富田林太子線との交点	河南町道長坂穴虫橋線との交点	・飲食店（主として客に酒類を飲食させる飲食店及び遊興飲食させる飲食店を除く。） ・事務所及び倉庫（建設業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、製造業に限る。）	—	300㎡以上	(河南町)
14	府道富田林太子線	府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線との交点	河南町道一須賀大宝線との交点				ただし、河南町道一須賀大宝線との交点から新梅川橋までの西側沿道は除く。 (河南町)
15	一般国道 309号	河南町と千早赤阪村との境界（森屋大森の交差点側）	町道口梨芹生谷線との交点				・飲食店（主として客に酒類を飲食させる飲食店及び遊興飲食させる飲食店を除く。） ・事務所及び倉庫（建設業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、製造業に限る。）
16	一般国道 26号	阪南市と泉南市との境界	桜ヶ丘北交差点	—	—	—	ただし、岬町に存する部分を除く。 (阪南市)
	府道東鳥取阪南線	桜ヶ丘北交差点	下出北交差点				
	府道和歌山阪南線	下出北交差点	阪南市と岬町との境界				
17	府道堺阪南線	阪南市と泉南市との境界	下出北交差点	—	—	—	(阪南市)
18	一般国道 26号	一般国道 481号との交点	泉佐野市と泉南市との境界	・店舗（卸売業） ・事務所 ・倉庫（建築基準法別表第2（ぬ）項第4号以外のものに限る） ・工場（建築基準法別表第2（ぬ）項各号以外のものに限る）	—	300㎡以上 5,000㎡未満	(泉佐野市) (田尻町)

※令和5年4月1日現在